

随意契約理由書

1. 契約工事名

寝屋川流域下水道 川俣ポンプ場 3号外雨水ポンプ設備改修工事

2. 随意契約理由

本工事は、川俣ポンプ場における3, 4号雨水ポンプ設備の改修を行うものです。本設備は昭和48年及び59年の供用開始後、35年以上経過し老朽化が進行していることに加え、ポンプ駆動用ディーゼル機関の主要部品が生産停止により供給困難な状態であり、故障発生した場合に速やかな機能回復が不可能となるため、本ディーゼル機関の更新を含む雨水ポンプ設備の改修工事を実施するものです。

本設備は、株式会社日立製作所が設計、製作したものであり、本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力、及び工事施工に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要です。

また、今回更新するディーゼル機関は既設ポンプと減速機の詳細なデータを用いて設計しなければポンプ設備としての性能を発揮することができないため、既設ポンプを含めた雨水ポンプ設備一連のシステム設計、性能確認及び試運転調整が必要であり、他社では施工できないものであります。

なお、株式会社日立製作所のポンプ設備等の大型の産業機器事業は、平成31年4月に株式会社日立インダストリアルプロダクツに事業承継されております。

以上のことから、本工事を施工できるのは株式会社日立インダストリアルプロダクツ以外になく、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同社関西支店と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積り省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。